

はしがき

本書は、アジア経済研究所経済協力総合事業の一環として、平成11年度に実施した「途上国の市場経済化における社会的公正と法」に関する研究会の成果である。本研究会は、平成10年度実施の「途上国の市場経済化と企業活動法の対応」に関する研究会を引き継ぐものであり、本書はその成果である小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と企業法』（アジア経済研究所、2000年）の姉妹編とも言うべきものである。本研究会は、エマージング・マーケットに属する発展途上地域を対象に各国の市場システムを支える法制度的枠組みを調査・研究する意図をもって発足し、前年度が市場システムの導入に対応した法、例えば会社法、破産法、独占禁止法などを対象としたのに対して、本研究会は市場システムを補完し、あるいは社会的公正（ソーシャル・ジャスティス）を実現するための法に焦点を当てた。

市場経済化・経済自由化は、法制度の改革を必然的に要請する。実際に、アジア諸国は、1990年代を通じて市場における自由な経済活動を保障する方向で法改革を行ってきた。会社や契約にかかわる法または外国投資や貿易にかかわる法の改革がそれである。他方で、情報の非対称性や経済的な力の格差、あるいはそれぞれの国固有の理由により、異なる経済主体間の均衡をはかり、自由な経済活動に規制を加える法制度の整備も同時に必要とされた。労働、消費者、環境あるいはマイノリティーといった領域にかかわる法がそれであり、広い意味で社会的公正の問題である。

市場経済化の過程における法制度改革の重要性は指摘されているものの、この観点から研究を行ったものは少なく、本書がこのような間隙を少しでも

埋めるものとなることを願っている。本書ではこの課題を二つに分け、アジアにおける市場経済化の問題点を法的な観点から横断的に究明する論文（第Ⅰ部）と、国別に労働、消費者などの法領域を扱う論文（第Ⅱ部）の2部構成とした。なお、本研究会の終了は2000年3月であるが、途上国の市場経済化と法制度をめぐる動きは激しく、それ以後も加筆訂正を加えた場合がある。

最後に、発展途上国の法制度研究に関心をもち、執筆を快くお引き受けいただいた委員各氏に対して深く感謝申し上げたい。また、本書を作成するにあたり、内外の多くの識者から貴重な意見および情報の提供を受けた。この場を借りて、これらの方々に深く謝意を表したい。

本研究会の参加者は以下のとおりである。

- 主 査：小林昌之（アジア経済研究所経済協力研究部）
 幹 事：佐藤 創（アジア経済研究所経済協力研究部）
 委 員：石田 暁 恵（アジア経済研究所研究コーディネーター）
 今泉 慎 也（アジア経済研究所経済協力研究部）
 大村 泰 樹（中央学院大学法学部教授）
 杉浦 孝 昌（國土舘大学文学部非常勤講師）
 本城 昇（埼玉大学経済学部教授）

原 稿 委 託：Sunaryati Hartono SH

(Vice Chairperson, National Ombudsman Commission)

Hamid L. Sharif (Senior Counsel and Head of Law and Policy Reforms, Asian Development Bank)

オブザーバー：箭内 彰 子（アジア経済研究所経済協力研究部）

山田 美 和（アジア経済研究所経済協力研究部）

(敬称略)

2001年1月

編 者